

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のお知らせ

住民税非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援します。

【支給額】 1世帯あたり10万円

【支給時期】 市が確認書(または申請書)を受理後、審査のうえ、順次支給(概ね2~3週間程度要します。)

【支給対象および手続方法】 以下のいずれかの世帯が対象となります。

《非課税世帯》

世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯



支給対象と思われる世帯の世帯主あてに確認書を1月末に発送しました。確認・記入のうえお早めにご返送ください。

※一部、申請が必要となる場合があります。

《家計急変世帯》

令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」の収入となった世帯



家計が急変されたことを証する書類等を添付のうえ、申請が必要です。受付は2月1日より開始します。

※令和3年度住民税が課税されているすべての人の家計急変を証する書類が必要です。

《詳しい要件などについて、下記までお問い合わせください。》

【注意事項】

- ・令和3年12月10日時点で住民基本台帳に記録されている自治体で支給されます。
- ・住民税が課税されている他の親族等の扶養になっている場合、支給の対象とならない場合があります。
- ・家計急変世帯とは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があった世帯のことです。新型コロナウイルス感染症とは関係のない理由により収入が減少したにも関わらず意図的に給付を申請することは不正行為・不正受給に問われることがあります。

問合せ＝厚生福祉課 臨時特別給付金担当(市役所4階401会議室)(直通☎53-1165・平日9時~17時まで)